

外国人の国民健康保険取り扱い要領

1. 被保険者の資格

(1) 資格要件

- ① 住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第30条の45に規定する外国人住民。
- ② 3月未満の在留期間で、厚生労働大臣が定める在留資格に応じた資料により3月を超えて滞在すると認められるもの。
- ③ 在留期間の更新により、住基法第30条の45の規定から外れるもので、既に被保険者資格を有しているもの。

(2) 被保険者資格の取得日

- ① 転入（入国）の場合には、転入届に記載された転入（入国）日を取得日とする。
- ② 出生の場合には、出生日を取得日とする。
- ③ 国民健康保険法（以下「法」という。）第6条（適用除外）各号のいずれにも該当しなくなった場合には、日本人と同様の取扱いとする。
- ④ 国保加入申請日が前各号に規定する期日から起算して2年を超えている場合には、日本人と同様に2年遡及での取扱いとする。

(3) 被保険者資格の喪失日

- ① 転出の場合には、転出届に記載された転出日を喪失日とする。
- ② 出国の場合には、転出届に記載された出国日の翌日を喪失日とする。ただし、届出を行わずに出国した場合には、出国通知により確認した出国日の翌日を喪失日とする。
- ③ 死亡の場合には、死亡日の翌日を喪失日とする。
- ④ 法第6条（適用除外）各号のいずれかに該当した場合には、日本人と同様の取扱いとする。
- ⑤ 居所不明者の取扱いについては、日本人と同様の取扱いとする。

2. 届出

(1) 届出の意義

千葉市に住所を有している者は、法第6条に規定される適用除外事由に該当する場合を除いて、届出の有無にかかわらず、被保険者の資格を有することとなる（強制適用）。

(2) 資格取得等の届出

外国人の届出に際しては、住民異動届又は国民健康保険被保険者届に住基法第28条に規定する事項を付記し提出させるものとする。

(3) 被保険者資格の確認

前述の届出がされた場合には、住民基本台帳及び在留カード等によりその資格に係る事項の確認を行うものとする。

(4) 世帯構成等の確認

前述の届出がされた場合には、世帯主及び世帯員等につき、既に国保資格を有している者の確認を厳密に行うものとする。

(5) 異動事由

- ① 入国により新たに住所を有した者については「転入」、出国により住所を有しなくなった者については「転出」とする。
- ② ①以外の事由については、日本人と同様の取扱いとする。

(6) 通称名の使用

長期にわたり日本に居住している外国人の中には、日常生活において通称名を使用し、税金の申告等も通称名で行っている例が多い。このため、日常生活において使用しているものであり、かつ住民登録時に記載されたものに限りその使用を認めるものとする。

附 則
この要領は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則
この要領は、平成24年7月9日から実施する。